

## 川崎市入札監視委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 本設置要綱は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律127号）の趣旨を踏まえ、入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### (委員会の事務)

第2条 委員会は、市長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 川崎市が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 川崎市が発注した工事のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争入札及び公募型指名競争入札に係る参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 市長から意見を求められた、入札契約制度に関すること及び入札談合に関する情報があった事案について、審議を行い、意見の具申を行うこと。

### (委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員3人で組織する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第5条に掲げる会議において、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、原則として、6カ月に1回開催する。

- 3 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員に委任することができる。

(抽出方法)

第7条 抽出は、別に定める入札・契約方式別発注工事一覧表の中から、入札・契約方式別に行う。

(意見の具申又は勧告)

第8条 委員会は、第2条の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行うものとする。

(委員の除斥)

第9条 委員は、第2条第2号に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第10条 委員は第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、財政局資産管理部契約課において行う。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。